

令和2年第4回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和2年6月9日  
2. 招集の場所 熊野町議会議場  
3. 開議年月日 令和2年6月10日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 町長      | 三村裕史 |
| 副町長     | 岩田秀次 |
| 教育長     | 林保   |
| 総務部長    | 宗條勲  |
| 住民生活部長  | 貞永治夫 |
| 健康福祉部長  | 時光良弘 |
| 教育部長    | 横山大治 |
| 住民生活部次長 | 立花太郎 |
| 総務部次長   | 堀野辰夫 |

|           |       |
|-----------|-------|
| 健康福祉部次長   | 西岡隆司  |
| 建設農林部次長   | 堂森憲治  |
| 建設農林部技術次長 | 寺垣内栄作 |
| 教育部次長     | 隼田雅治  |
| 財務課長      | 西川伸一郎 |
| 政策企画課長    | 須賀雅彦  |
| 防災安全課長    | 花岡秀城  |
| 収納管理課長    | 福嶋春樹  |
| 産業観光課長    | 榎並正和  |
| 高齢者支援課長   | 西村ゆり  |
| 農林緑地課長    | 堀野准   |
| 上下水道課長    | 多久見良数 |
| 生活環境課長    | 宗像雅充  |
| 子育て支援課長   | 佛圓至裕  |
| 健康推進課長    | 桐木和義  |
| 会計課長      | 穂坂俊彦  |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 尾濱宏教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 継続費繰越計算書(一般会計)について
- 日程第 3 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)について
- 日程第 4 報告第 3号 事故繰越し繰越計算書(一般会計)について
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 6 議案第45号 専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認について

- 日程第 7 議案第 4 6 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 熊野町手数料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (井尻隆雄)
- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (立範宏保)
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (福垣内信行)
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (木興哲男)
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (庄賀深苗)
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (菅尾寛治)
- 日程第 1 8 議案第 5 7 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (中村家隆)
- 日程第 1 9 議案第 5 8 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (橋川勝則)
- 日程第 2 0 議案第 5 9 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (原恭博)
- 日程第 2 1 議案第 6 0 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について (空田忠)
- 日程第 2 2 議案第 6 1 号 令和 2 年度熊野町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 3 議案第 6 2 号 令和 2 年度熊野町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 2 4 議案第 6 3 号 特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 5 発議第 2 号 熊野町議会議員の期末手当の特例に関する条例案について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長 (大瀬戸) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第1、一般質問を行います。

8番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 皆さん、おはようございます。8番、沖田ゆかりでございます。

私からは、2つの項目について質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスに伴う学校再開後の取組についてでございますが、感染予防対策のため長期臨時休業をしていた町内小中学校は、国の緊急事態宣言が解除され、今月1日から再開されておりますが、専門家会議の提言によれば、今後、長期間にわたって新規感染者が生ずることを念頭に置いて、一定の行動変容が求められております。学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供たちが通うことは困難であり、子供たちの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなります。

この感染症については、持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が長期間にわたり、この新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら学校再開後の取組を進めていかなければなりません。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目に、学校における感染予防対策について。2点目に、子供たちの学びの確保について。3点目に、子供たちの体験学習についてお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染予防対策についてでございますが、介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で欠かせないものであり、緊急事態宣言下であっても適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められております。また、介護職員は、基礎教育課程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習していないため、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務に従事されております。熊野町における介護サービスの現状と課題をお伺いいたします。

また、介護サービスと同様に障害福祉サービスについても、障害児者やその家族の生活を支える上で欠かせないものであり、放課後等デイサービス事業所においては、学校臨時休業中に利用者が増加し、従事者の負担が重くなっている市町もあると伺って

おりますが、熊野町の現状と課題をお伺いいたします。

また、保育サービスについても緊急事態宣言後、過密状態になり、保育士が不安を抱え、疲弊していると伺っておりますが、町からの登園自粛要請により改善したとのことですが、現状と課題をお伺いいたします。

以上、詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の2つの御質問、「新型コロナウイルスに伴う学校再開後の取り組みについて」と「新型コロナウイルス感染予防対策について」の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染予防対策のため、長期臨時休業としていました町内小中学校は、国の緊急事態宣言の解除、県の対応レベルが引き下げられたことなどにより、今月1日から学校の全面再開を行ったところでございます。再開に当たっては、国、県の指針に基づいた感染症予防対策を講じた上で、適切な学校運営に努めてまいります。

また、臨時休業により実施できなかった学習の補充や体験学習などにつきましても、適切に対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育部長に答弁をさせます。

次に、2番目の「新型コロナウイルス感染予防対策について」の御質問にお答えします。

介護、障害福祉、保育所の各サービスは、コロナウイルス感染症の蔓延期においても、利用者の方々がその生活を維持する上で欠かせないものであるため、一部自粛可能な業務もございますが、完全に休止してしまうことはできません。このため、各事業所において、十分な感染予防対策を講じた上で、必要なサービスの提供に努めていただいております。

本町においては感染者の発生はございませんが、感染リスクの中、対応していただいた事業所、また従業者の皆様には、深く感謝を申し上げたいと思います。

緊急事態宣言が解除された現在も、サービスの提供に当たっては、引き続き国の指針等に基づいた感染予防対策の徹底をお願いしているところでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長に答弁をさせます。

〇議長（大瀬戸） 横山教育部長。

〇教育部長（横山） 沖田議員の1番目の「新型コロナウイルスに伴う学校再開後の取組について」の御質問に詳細にお答えします。

まず、学校再開後の感染予防対策についてでございますが、教室では、机の間隔を1メートル以上あけ、対面形式となるグループ討議や理科の実験、家庭科の調理実習を行わないなどの対応や、各教室は、入り口、出口を決めた動線を示し、至近距離での接触を避ける行動を促し、教室の窓は常に2か所あけ、授業が終わるたびに全開し換気の徹底を図るなど、いわゆる3密を避ける対応をとっています。また、児童生徒はマスクの着用はもちろん、手洗いの励行、アルコール消毒液を有効活用し、感染症予防に努めています。さらには、家庭とも連携し、健康観察カードを活用して、児童生徒の検温や風邪症状の確認など、日々の体調管理、健康観察に努めています。

次に、子供たちの学びの確保についてでございますが、臨時休業中は、各学年ごとに適切な課題の設定を行い、各家庭へ配布し、済ませた課題の提出時に、次の新たな課題を配布したり、また参考となる教育番組の紹介や、スマホ、パソコン等で活用できる学習コンテンツやアプリを紹介するなど、様々な方法で学習機会の確保に努めてまいりましたが、今後、感染症の第2波、第3波に備え、ICT機器の活用などを念頭に、新たな学習の形も検討していかなければならないと考えています。

また、このたびの感染症拡大防止策として、やむを得ず行った臨時休業のため、実施できなかった学習時間を補うために、夏休みを2週間程度に短縮し、学校行事を見直し、授業時数の確保はもとより、学力補充に努めてまいります。

最後に、修学旅行や野外活動などの体験学習につきましては、児童生徒が見聞を広め、自然や文化などに親しみ、通常と異なる生活環境の中から集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験できる貴重な学習機会であることを鑑み、現時点では時期や開催方法などの課題が解決できるものについては延期とし、実施の方向で検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部長（時光） 沖田議員の2番目の「新型コロナウイルス感染予防対策について」の御質問に、詳細にお答えいたします。

まず、1点目と2点目の介護サービス、障害福祉サービスの現状と課題でございます。

介護や障害福祉等の社会福祉施設設置者への新型コロナウイルス感染予防対策に関する通知の多くは、厚生労働省各局連名で一元的に通知されています。また、国内での感染が確認された後には、町からも町内各施設に新型コロナウイルスへの対応について感染予防対策を徹底するよう通知をしています。

施設の対応でございますが、入所系の施設につきましては、多くの場合、ウイルスは外から、つまり施設の職員や面会される家族、外部業者などから持ち込まれると考えられますので、面会や業者の立入りの制限に加え、職員に対しても一人一人が正しい感染予防を確実に行っていただくよう指導していただいています。

こうした状況により、介護サービスについては、要介護認定の調査等も施設内に入れないため、認定調査をその施設に委託したり、調査に入る場合のマニュアルを作成し、衛生面や事前の確認など、対応方法の見直しを行いました。

障害福祉サービスの共同生活援助、いわゆるグループホームでは、利用者が順番に自宅で過ごす日を設定し、施設内の3密を避ける工夫を行っていただいています。

次に、デイサービスなどの通所サービスは、多くの方の出入りと送迎や食事の際に密になる場面が多く、感染が広がりやすいという状況があります。このため、通所前の検温などで利用者の健康状態を把握するとともに、施設内でも3密を回避するような工夫をお願いしております。利用者の中には感染予防のため通所を休まれるケースもありましたが、その方の状態に応じ、訪問介護に切り替えるなど、ケアマネジャーに対応していただいております。

障害福祉サービスの就労系の事業所では、利用者を午前と午後に分けて通所いただいたり、公共交通機関での通所を施設の送迎に切り替えるなど、対応いただいています。

また、放課後等デイサービスでは、学校の臨時休業に伴い、受入れ時間の拡大等、対応いただいたところです。

訪問系のサービスについては、サービス提供前の利用者本人の検温をお願いし、サービスの提供に当たっては、手洗い、うがい、マスク、エプロンの着用や、訪問時間の短縮、電話の利用等、感染機会を減らす工夫を行っていただいています。

課題といたしましては、緊急事態宣言解除後も施設や事業所では引き続き感染症予防対策に基づいた運営を行っていただく必要があります、職員の皆さんの身体的、精神的な負担が大きいものと考えております。また、利用者に必要なサービスが途切れることがないように、事業所、ケアマネジャー、相談支援専門員と連携を図ってまいります。

3点目の保育サービスの現状と課題でございますが、町内の保育施設に対しましては、国内での感染、県内での感染が確認された際に、感染予防対策の強化と感染拡大防止の徹底をお願いしました。各保育施設においても、感染予防対策として、マスクの着用、手洗い・うがいの励行、小まめな換気、おもちゃなどの消毒、検温による体調管理など、国が示す指針に基づいて感染予防対策を徹底されています。

4月17日から5月末までの間は、休業やテレワークなどで家にいることが可能な保護者には登園自粛をお願いし、約半数の方に御協力をいただきました。現在では通常どおり登園していただいています。

保育現場における今後の課題といたしましては、これから夏場にかけて園児のマスク着用による熱中症などが危惧されます。保育所に対しては、細心の注意をもって当たるよう促していきたいと考えています。

緊急事態宣言は解除されましたが、各サービスの実施に当たっては、各施設と連携し、引き続き感染予防対策を徹底してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

学校における3密を避けるための対策ですが、今、御答弁に「机の間隔を1メートル以上あけ」というふうにございましたが、クラスの規模、30人から40人だと思えますが、このクラスの規模によっては、机の間隔を1メートル以上あけると教室に配置できない場合もあるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 議員おっしゃるとおり、1クラスの規模、30人から最大で40

人のクラスがございます。最大の40人のクラスについては、広い教室を臨時的に教室として使用し、1メートルの間隔をあけて授業のほうを進めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 先ほど対面形式となるグループ討議や理科の実験、家庭科の調理実習などを行わないなどの対応をされているということでしたが、音楽科における歌唱指導や、体育についてはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 体育、保健体育につきましては、更衣室が狭いために着替えのほうを広い場所に変更したり、熱中症予防の観点からマスクの着用はなしということで対応しております。そして、密集する運動でありますとか、近距離で組み合ったりするような運動、このようなものは避けて、間隔が十分に確保できるような運動にかえております。また、音楽につきましては、歌のときにはマスクは着用をしていただいております。そして、リコーダー等の演奏時、これにつきましては3密を避けるということで、対面の演奏は行わないと、換気は十分に行うというふうなことで授業のほうを進めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 教員の皆様の御苦勞がうかがわれるのですけれども、長期臨時休業により子供たちの体力が落ちているのではないかとということが懸念されますが、この体力回復のためにはどのように取り組んでいくのか、お考えでしたらお伺いしたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。







ざいますが、これは今後の大きな課題ということになるかと思えます。例えば、広島県でありますと、3か月、そのタブレットとルーターを貸し出して、通信費のほうも県のほうが見たといったような状況があるというふうに聞いておりますけども、やはりネット環境を整備するということになりますと、当然ながらネットに接続するための通信費用がかかってくるということは避けては通れません。ということから、今後、国からの支援メニュー等がないか、あるいはまた新たな補助金メニュー等がないか、そういったこともしっかり注視しながら、いろんな自治体の動向等も視野に入れ、そして町としてどこまでどのような形で支援ができるのかということ、いま一度しっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） このたび生活保護世帯については通信費を教材代として実費支給することとしております。また、生活困窮者自立支援制度におきましても、学習支援や助言等を行うためタブレットやモバイルのWi-Fi機器等を子供に貸し出すことを目的に、生活困窮者就労準備支援事業費補助金を活用して関連機材を購入することが可能ということになっております。

また、昨日お聞きしたのですが、就学援助費の中にも通信費が盛り込まれていると伺っておりますので、ぜひとも子供たちに格差が出ないように、しっかり手当をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 横山教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（横山） 今議員さん御指摘のように、やはり生活困窮世帯、こういった世帯の子供たちをいかに救うかというのが、先ほど申しましたように今後の課題だと思います。確かに要保護世帯につきましては、国からの支援といったようなものもござい。それにあわせて準要保護、いわゆる準要保護、こういった家庭につきましてもいろんな支援を考えていかなければいけないということで、今後も検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしく願いいたします。

不登校生徒についてのことなんですけれども、長い長期臨時休業があけて、今まで不登校だった生徒が登校しているといったような実態はございませんでしょうか。また、現在、その不登校生徒の状況が、再開されてどのようになっているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 不登校生徒への対応ということでございますが、長期休業明けにつきましては、不登校生徒、不登校傾向にある生徒以外にも、ちょっと休むというような事例が出ておりますが、このたびの長期休業があけてまだ1週間ではございますけれども、その不登校及び不登校傾向にある児童生徒につきまして、若干3名から4名なんですけれども、出席率のほうがいいというふうなことを報告を受けております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。よかったですと思います。今後とも丁寧に子供たちを見ていていただきたいと思います。

また、修学旅行などに関しては、今実施の方向で検討されているということで、安心いたしました。本当に子供たちにとって大切な体験学習になると思いますので、ぜひとも延期をされても実施をしていただくという方向で考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症対策をしながら学校生活を送ることに関しまして、教員への負担というものは計り知れないものがあると思うんですけれども、教員に対しての支援体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 教員への支援体制ということでございます。コロナウイルス感染症の影響、対策により、長期の臨時休業がありました。それがあけて学校が再開したわけなんですけれども、新しい生活様式ということで、ドアノブでありますとか、スイッチ類の清掃ですね、消毒というところも教職員のほうで当たっております。

教職員、ストレス等、恐らく蓄積してくるのではないかというふうに考えております。そのあたり、養護教諭でありますとか、スクールカウンセラー、その連携によりまして、職員の相談窓口でありますとかいうところを設けて対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） 感染防止対策を行いながら子供たちの学校生活を支えていくためには、地域や保護者との協力体制を強固にしていくことが重要であると考えますが、いかがでしょうか。今年度より始まっておりますコミュニティスクールですが、年3回の協議会を設けるとのことでしたが、現状どのようになっているのか、お伺いします。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） コミュニティスクールについてでございます。年度初め、コロナウイルスの関係で、協議会のほう、集まって開催することができておりません。書面により、学校の運営方針であるとかいうところを各委員に通知をして御理解をいただいております。今後、学校が始まりまして、地域を含めた、地域でできること等を運営協議会のほうで御提案を頂き、学校と協議しながら、地域とともに学校の運営のほうを進めてまいりたいとそのように考えております。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしく願いいたします。

この新型コロナウイルスに関することに関しまして、マイナスの面ばかりが目立っておりますが、子供たちは学校再開に当たり、当たり前の日常に感謝する心も芽生えていると思います。こういった子供たちの心を育てていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育委員会並びに学校関係者の皆様におかれましては、大変な御苦勞の中、子供たちのために対応に当たっていただき、深く感謝申し上げます。子供たちの笑顔が輝く学校生活になりますよう心よりお願い申し上げ、この質問については終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、介護サービスについてですが、感染予防のためにデイサービスや通所リハビリなどの利用を控えるようになったために、認知症の進行や身体機能が低下するなどが懸念されますけれども、要介護者のサービス利用状況は把握していらっしゃいますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） コロナ感染症の自粛下における介護サービスの利用につきましては、利用者御本人様が感染を恐れられて、お休みされるというケースもありました。ですけれども、やっぱり必要なサービスですので、施設のほうも、事業者のほうも感染対策を行っていただいておりますので、通常どおり利用される方も多くございました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 利用者の数は大きく減少はされていないということでよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。



いただいているということはありません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

それでは、先ほどの利用を控えるために認知症の進行が進んでいるのではないかと心配されている御家族の方もいらっしゃるということなんですけれども、第7期介護保険事業計画では、令和2年度までの認知症サポーターの目標が2,962人となっておりますが、現在は何人いらっしゃるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 元年度末でございますけれども、2,699名のサポーターを養成しております。元年末での目標値のほうは2,744ということで、計画との差は45人で、98.4%の達成率となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染予防対策のために、この集合型研修の実施の見通しが立たない中で、認知症サポーターの養成を切れ目なく進めていくためには、自宅にいながら研修受講を可能とするオンライン養成講座への取組を検討することが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 認知症サポーター養成講座につきましては、キャラバンメイト、講師ですけれども、直接講義形式で対面してするというのが大原則でございます

た。しかしながら、感染拡大防止を最優先といたしまして、このたび開催方法としてオンラインでの開催が、7月末までですけれども、可能であるとの通知が出ております。しかしながら、本町におきましては受ける側のネット環境ということがまだ整っていませんので、今後、環境が整いましたら、そういうオンライン講習等も検討してみたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ぜひともよろしく願いいたします。

また、厚生労働省は介護が必要になる手前の状態である加齢に伴う虚弱を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、今年度から75歳以上の人を対象にフレイル健診をスタートしております。

フレイルとは、加齢に伴う心身の活力が低下した状態で、健康と要介護の中間的な段階を指します。具体的には、身体的フレイル（筋肉の減少や肺活量の低下）、精神・心理的フレイル（記憶力の低下、気分的なうつ）、社会的フレイル（孤立、ひきもり）の3つが相互に影響し悪化していくと要介護状態になる可能性が高くなります。

しかし、フレイル状態は食生活や運動などの生活習慣を見直すことで、また健康で元気な生活を取り戻すことが可能です。このたびの自粛生活により心身の活力が低下した高齢者のためにも、町としてフレイル予防の取組をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） フレイル予防の取組ということでございます。高齢者医療の確保に関する法律が改正されまして、令和2年4月1日の施行に伴いまして、主体でございます高齢者医療広域連合会は、高齢者保健事業を行うことに当たりまして、国民健康保険法の保健事業及び介護保険法の地域支援事業と一体的に実施することをされております。一体的な実施に当たっては、国民健康保険法の保健事業及び介護保険法の地域支援事業の実施主体であります市町と委託契約を締結することとなっております。

ます。この一体的な実施につきましては、令和6年までに全市町で行う旨が指針として厚生労働省の健康寿命延伸プランに示されていることから、期日までに実施ができるよう、広域連合及び関係機関と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、本年度実施計画等を行いまして、来年度からの実施を目指して後期高齢者に保健事業や介護予防事業を一体的に実施していく方針、フレイル状態の後期高齢者を国保データベース、KDBシステムというんですけれども、これやフレイル健診などを活用して、医療、健診、介護情報を把握して、重点課題の明確化を予定しております。保健師や管理栄養士など専門職の協力を得ながら、介護予防と重症化予防の観点から生活改善をサポートしていくことを考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、熊野町独自の制度であります介護予防ボランティアポイント制度の取組について、現状と課題をお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 介護予防ボランティアポイントですけれども、3月から自粛に入りましたので、介護施設への受入れ等ができておりませんので、現在、活動はとまっております。ですが、6月に入りましてから、シルバーの体操であるとかという教室が徐々に始まっておりますので、このまま行けば順調にまた、順調にという言葉がいいかどうか分かりませんが、これからはまた少しずつ開始できると思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしく申し上げます。

感染症対策を行いながら介護サービスを継続していくことは多大なる御苦勞が伴い、従事者の皆様には頭が下がりますが、町としてもできる限りの支援をしていただきますようお願いいたします。

次に、障害福祉サービスについては、国からの支援や町からの支援により対応ができたと同っております。町内の事業所では人数の調整を行うなど、利用者さんにも協力していただき、現在まで継続支援をすることができたとのことですが、今後、感染者が発生し、休業要請が実施された場合の保障について心配されており、町としてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西岡） 町内で感染者が発生した場合に事業所の休養についての対応でございますが、通所サービス等、複数の施設を使われる障害者の方がいらっしゃいます。ということで、町内の事業所で感染者が発生した場合は、原則、町内での事業所は休養いただきたいというふうに考えておりますが、状況によって、居宅、家での別のサービスといいますか、代替サービスが可能であれば、そちらのサービスのほうを御利用いただく。また、事業所においてそういうサービスを代替で行うということであれば、報酬のほうに対応できるというふうに国のほうから通知がございますので、そういう形で支援していきたいと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。よろしくお願いたします。

放課後等デイサービスでは、感染を恐れた保護者が自宅で障害児と過ごされたケースもあり、訪問で対応された事業所もありました。長期間自宅で過ごす保護者の負担は計り知れないものがあります。以前から申し上げておりますが、保護者同士がつながることのできるコミュニティーラインなどを構築していただくことはできないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西岡） 障害児の親同士のつながり、つき合いにつきましては、そのつらさであったり、悩みを共有することによりまして、親同士の支え合いや子育ての方法を見いだす場であると考えております。障害を持つ子供の親の皆さんが、手探りの状態のときに寄り添うのが町の保健師であると考えておりまして、乳幼児健診等でそういうお悩み等を伺ったりして、その場で寄り添いながら、町の事業でございませうスマイルキッズ事業等を紹介して、つながりを広げていくような手助けをしていきたいと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 子育て支援課では、こふでりんラインが大変好評いただいております。発達障害児を育てていらっしゃる保護者の皆様からは、同じ悩みを持つ親同士で会話ができる場所があれば励みになるとの話も伺っております。3密を避け、コミュニティーを築くためにも、ラインの活用をぜひとも検討していただきたいと思っております。

保育サービスについてですが、子供の3密は回避できないため、保育士の苦労は計り知れないものがあります。乳児は食事介助のため向かい合わせの配置は回避できないことや、スペースをあけることは困難であり、午睡時の足と頭の互い違いが防災上難しいなど、様々な問題があります。町内の保育所での取組について調査をされているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 保育所での感染対策ということですが、基本的には厚生労働省のほうから保育所における感染症対策ガイドラインというものが以前から出されております。コロナにかかわらずノロウイルスであるとか、インフルエンザ等、感染が広がりやすい場所ですので、その辺はこのガイドラインに沿って徹底して対策のほうを行っております。

コロナの蔓延が広がってからは、各園のほうに調査をしまして、例えばマスクが不足するであるとか、アルコール消毒が不足するというような情報を聞きまして、町のほ

うから支援するといった対応のほうをしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 登園自粛については協力的であったと伺っておりますが、保護者と保育従事者との隔たりについての御相談などはありませんでしたでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 登園自粛をお願いしたわけなんです、保護者と保育士との連絡等がちょっと少なかったというようなことかと思うんですが、一応そういった苦情といったものは町のほうには入っておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 町内においては比較的保護者の方が協力的であったと伺っております。今後とも保育現場のニーズに耳を傾け、支援に当たっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、4期目の町政運営を決意された町長にお伺いいたします。

町からの1人3万円の給付金については、自己負担でマスクなどを調達されていた保育士さんからは大変喜んでいただきましたが、直接保護者と接触することのない給食調理員さんには支給されなかったため、保育所内で不公平感が生まれ、みんなで乗り越えていこうとの連帯感が築けなかったとも伺っております。介護事業所においても同様ですが、調理員さんからは、自身が感染者とならないよう細心の注意を払って調理に従事していたにもかかわらず支給対象外になったことに落胆されておりました。また、勤務日数が1日足らなかったり、勤務時間が1時間不足したために支給されなかった方もいらっしゃると思っております。

未知のウイルスと立ち向かう中で最も重要なことは、みんなが団結して乗り越えてい

くことだと考えますが、同じストレスを抱えながら給付された方とされない方が生じたことは、事業所内の分断につながりかねないのではないのでしょうか。このことについていかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） この制度に関してのちょっと補足も含めてなんですが、基本的には町内の施設でのクラスターの発生とか、そういったものを抑えるということで対応させてもらっております。その中で、やはり一定の基準を設ける必要があるということで、おっしゃるとおり、1日足りなかったとか、そういう方もいらっしゃると思いますが、これをじゃあどこにするのかというのも、私たちもかなり考えて今回の基準をつくらせていただいたところでございます。

それから、調理員さん、この方が外れたということがあります。これも何件か問合せがございました。中には調理員とはいっても、食事の介助の補助とか、そういうことで接する方がいらっしゃるとか、保育園では例えば食育ですね。こういうことで毎日園児と接するというような方もいらっしゃいました。そういうのを一つ一つ事業所のほうからの相談といいますか、確認を受けまして、事業所のほうには丁寧に御説明をして、その上で、例えば調理を委託しているところは1件ありましたけど、そういったところでも、リスクの問題から調理員は全くそういう直接の対応はしないということを徹底されているところもございまして、そちらの判断で外されたというようなこともございました。

いずれにしても、この制度、やはり不公平のないようにと思ったんですが、その中でみんなで考えて一定の基準をつくっておりますので、どうぞ御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 町長はいかがお考えですか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 今、民生部長が答弁したとおりでございます。いろいろ臨時交付金を使って政策を打つ場合にどうしても線引きという問題が起きますので、なるべくそういうことが起こらないように努力はしていますが、ある一定の枠組みというのはつくらなければならないので、そういうところは御勘弁願いたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） 国からの国民1人10万円支給については、当初、給料が50%以上減収された方に30万円を支給するというものでしたが、私のところにも、それでは45%減収された方には支給されないことになり、納得ができないとのお声を頂き、国会議員にも届けてまいりました。感染症の恐怖と不安にさいなまれ、国民全員が自粛生活を送る中、国民全員に1人10万円の支給がされたことは、社会の分断を生むことが回避され、識者からも高い評価がされております。

国の地方創生臨時交付金の積み増しについては、早期計画、早期要求が肝要と言われておりますので、準備を怠らず、町民が一丸となって乗り越えていけるよう、配慮していただき、分断を生む心配のあるような施策ではなく、団結を生む施策を講じていただきますよう要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時40分とします。

（休憩 10時23分）

（再開 10時40分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、6番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（竹爪） 皆さん、おはようございます。6番、竹爪でございます。

今回は、防災行政無線の更新の進捗状況について質問いたします。

梅雨の時期を目前にし、一日も早く完成し、2年前の豪雨災害を教訓にして住民の安全な避難につながることを期待しております。防災行政無線のデジタル化更新事業について、平成29年3月議会以降、私を含め何人かの議員からの質問に対して、検討するとの回答がありました。そこで、その事柄について具体的にお答えを頂き、現時点での事業の進捗状況をお聞きします。

1つ目は、完成時期についてです。令和3年2月完成予定にずれはありませんか。

2つ目、屋外スピーカーについてです。屋外スピーカー設置の増減、場所の変更、機能の変動を具体的にお聞かせください。

3つ目、新しい情報伝達システムについてです。デジタル化によって強化する情報伝達システムはどのようなものがあり、いつから利用できるのでしょうか。

4つ目、戸別受信機についてです。新しい戸別受信機の形態、機能、価格はどうなっているのでしょうか。

以上、4点について御答弁のほどよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 竹爪議員の「防災行政無線更新の進捗状況について」の御質問にお答えします。

防災行政無線のデジタル化更新事業につきましては、平成30年度からの3か年継続事業として整備を進めております。現行のシステムをデジタル化し、あわせて避難情報などの伝達方法を多様化するように更新するもので、今年度中に事業を完了し、早期に安全な住民の避難につなげるものでございます。

詳細につきましては住民生活部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 竹爪議員の「防災行政無線更新の進捗状況」についての御質問に、詳細にお答えします。

まず、防災行政無線デジタル化更新事業は、昨年10月29日から来年の2月末までの工期で整備を進めております。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響もあって一部おくられているところもありますが、予定工期内には完了する見込みでございます。

続いて、屋外子局の増減、設置場所の変更についてですが、今回設置いたします屋外子局の41か所中30か所が現在の設置場所から移設をいたします。数十メートルの範囲での移設から、全く違う場所への移設となるものもありますが、これは音の伝わり具合のシミュレーションをもとに、再配置をするものでございます。

屋外子局の数は、このシミュレーションをもとに、現行から1か所増設することとしております。これらの各屋外子局には、機能の異なるスピーカーを組み合わせで取り付け、できるだけ広い範囲できれいに聞こえるように取り組んでおります。

なお、工事は9月頃の開始を予定しております。

次に、デジタル化によって強化される情報についてですが、今後、新たに追加されるサービスとしては、自動音声電話やファックス、登録制メール、ラインやフェイスブックなどのSNSアプリ、スマホで利用できる防災アプリ、町の防災専用のポータルサイトでございます。これらのうち、防災専用ポータルサイトを除くサービスは、7月下旬頃の利用開始を目指して整備を進めているところでございます。

続いて、新しい戸別受信機の形態、機能についてですが、形や大きさにつきましては、現在のアナログ方式の戸別受信機と大きくは変わらないものとなります。機能としましては、緊急放送時には最大音量で放送し、最大40分間の放送内容の録音、再生が可能です。また、LED懐中電灯機能も備えております。

設置費用につきましては、住民の負担額は本体価格と設置工事費の合計金額の1割程度の2,000円を予定しておりますが、電波の受信しにくいところでは別途外部アンテナ費用の負担も生じてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 御答弁ありがとうございます。

それでは、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町内放送のスピーカーも変わるということでしたが、新しく設置するスピーカーはどのようなものでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） このたび導入するスピーカーでございますが、高性能スピーカーとされているものと、音は従来の2倍、約500メートル届く60ワットの防災ソノコラムスピーカーがございます。それよりも音達距離が短くなる50ワット、30ワットの防災ストレートホーンスピーカーや、通常の50ワット、30ワットの防災レフレックスホーンスピーカーがあり、それらを組み合わせて設置することとしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 高性能ということですが、以前から大雨のときには聞こえにくいということが言われてましたが、新しいスピーカーにかえることによって解消するのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） スピーカーからの音声が届く範囲を検討する地上シミュレーションでは、通常時の屋外での音の聞こえ具合の悪さについてはほぼ解消する結果が出ております。しかし、近年家屋の防音性能の向上や雨音により、屋内に完全に届くことは期待できないと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 大雨時には町内放送では屋内に避難情報が届かないということであれば、

先ほど答弁のあったほかの伝達手段が有効であると考えますが、どのような手続を利用することができるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 手続の方法ですが、7月広報と一緒に戸別受信機と自動音声電話やファクスの案内を記載しました申込用紙を配布する予定としております。その後、登録メールの登録方法や、ラインにおけるグループ参加方法、スマホでの防災アプリの登録方法などを順次案内していくこととしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 案内は高齢者にも分かりやすいものをお願いしたいと思います。

そのほかの情報発信機器は順次案内ということですが、どのようなスケジュールになっていますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） そのほかの機器の案内のスケジュールでございますが、戸別受信機と自動音声電話やファクスの案内を7月にいたしますので、残りは8月の広報等で分かりやすく説明、案内をしてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 先ほどの答弁にありました登録メールですが、現在のエリアメールとの違いは何ですか。実は、一昨日のテレビ報道や今朝の新聞にもありましたが、スマホで利用できる防災アプリというものはどのようなものか、詳しくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~







〇議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

〇防災安全課長（花岡） 新しい戸別受信機の懐中電灯機能でございますが、このたび導入します戸別受信機ですが、現在のアナログ式の戸別受信機とほぼ同じ大きさで、幅が205ミリメートル、奥行きが75ミリメートル、高さが155ミリメートルとなっております。それほど大きくないことから、簡単に持ち運べ、テーブルに置くか壁にかけることなどもできるものでございます。通常はコンセントからの電気により動いておりますが、停電時には乾電池に切り替わります。こちらは単1から単3までのいずれかの乾電池が使用できることとなっておりますので、緊急時には緊急用のLED照明ライトとして使用できることとなっております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 竹爪議員。

〇6番（竹爪） ありがとうございます。

このたびの戸別受信機の負担額は原則2,000円ということでしたが、とてもうれしい話なんです、実はその価格の設定根拠はどうなっているのでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

〇防災安全課長（花岡） このたびの戸別受信機の価格につきましては、町がこの戸別受信機を設置費込みで1万8,700円で調達の予定としております。この調達価格の約1割を負担額とすることといたしております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 竹爪議員。

〇6番（竹爪） それから、前回ですけど、戸別受信機の質問をしたときに、既存の戸別受信機の購入者に対して提供する場合は何らかの優遇策を検討するとの回答がありま

したが、今回そのような配慮はなされますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 既存の戸別受信機を持たれている方への配慮でございますが、今回の戸別受信機の提供につきましては2,000円という、住民の方々に負担が少ない金額で提供を予定しております。議員が言われるように、優遇策の必要につきまして、内部で検討を行いましたが、多くの方々に入手していただくために安価な価格を設定することといたしましたので、既存の購入者の負担も少ないものと考え、優遇措置は必要ないものと現在考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 分かりました。

それから、新しい戸別受信機を使用することになると、現在のアナログ方式の戸別受信機が使用できなくなると思われますが、このアナログ方式の戸別受信機はどのように処分をすればよいのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） アナログ方式の戸別受信機の処分方法でございますが、現在、本町のアナログ防災行政無線は、本町が来年2月に予定しているアナログ電波の停波によりまして何の音も出なくなる状態となります。これに伴いまして、各自で大型ごみとして廃棄処分をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） そうだと思うんですけど、高齢者の方でお困りの方には、ぜひ協力して

あげていただきたいと思います。

それから、戸別受信機の申込みをした場合、自宅での設置はいつから行われる見込みでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 戸別受信機の設置のスケジュールでございますが、現在のところ、7月広報と一緒に申込用紙を配布する予定でございますので、まず7月末で一旦申込みを締切りさせていただきまして、その後、負担金を納めていただきまして、申込者の自宅に業者がお伺いするような予定となっております。業者がお伺いしまして、実際の電波の受信状況を確認しまして、戸別受信機を設置する計画としております。

なお、実際のデジタル電波の発信は8月からの試験発信が行われますので、早ければ9月頃から新しい戸別受信機での町内放送が聞ける状況になると予定しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） スムーズに移行していくことを願っております。

これまでの御答弁で、ようやく防災行政無線のデジタル化の進捗状況が住民の皆様に目に映る形に近づいていることは分かりました。以前もお願いいたしましたが、避難情報の発信の多様化など、デジタル化によって可能となる機能の周知を町民に対してしっかりしていただいて、有効に利用できるように、また県の情報だけでは足りない細かい情報は町によって発信していただきたいと思いますし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、竹爪議員の質問を終わります。

これより日程第2、報告第1号、継続費繰越計算書（一般会計）について、報告を求めます。

提案者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第1号、継続費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

平成30年度熊野町一般会計補正予算において議決をいただいた継続費につきましては、合計1億2,931万800円を令和2年度に繰越しをしました。

継続費の内容でございますが、防災行政無線デジタル化事業につきまして、令和元年度予算計上額のうち、支払い残額を翌年度に繰り越すものでございます。

詳細は別紙繰越計算書のとおりでございますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありますか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第3、報告第2号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてを報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第2号、繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

令和元年度熊野町一般会計補正予算において議決をいただいた繰越明許費につきましては、合計15億3,235万7,472円を令和2年度に繰越ししました。

繰越事業につきましては、平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業及び災害関連事業、国の令和元年度補正予算により措置された補助事業などがございます。

事業の主な内容を款別に御説明いたします。

まず、総務費の「企画一般事務事業」につきまして、「世界最大人数で行う絵手紙教室」を新型コロナウイルスの影響で延期したことによる経費が72万2,000円。

次に、民生費は、プレミアム付商品券事業の利用された商品券の換金に係る経費が439万8,000円。

続きまして、衛生費は「保健衛生総務事業」の健康管理システムを改修するための経費が176万円。

次に、土木費は「町道深原公園線新設事業」の新設される県道瀬野呉線バイパスから深原地区へのアクセス道路整備のほか3事業をあわせた経費が5,765万472円。

続きまして、消防費は「災害予防及び応急対策事業」の、（仮称）東部地域防災センター及び大原ハイツ内への防災空地の整備事業ほか1事業をあわせた経費が6億8,093万8,000円。

次に、教育費の「小学校大規模改造事業」及び「中学校大規模改造事業」のトイレ改修及び通信ネットワークを整備する経費のほか1事業をあわせた経費が6億1,020万円。

最後に、災害復旧費関係ですが、平成30年7月豪雨により被災した施設などを復旧する事業で、施設の分類ごとに計上しており、3事業をあわせた経費の1億7,668万9,000円をそれぞれ繰り越すものであります。

なお、財源につきましては、国の交付金や令和元年度に同意された地方債などを歳出に充てるため、必要な財源をあわせて繰越ししております。

明細は、「繰越計算書」のとおりでございますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、報告第3号、事故繰越し繰越計算書（一般会計）について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第3号、事故繰越し繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

令和元年度熊野町一般会計において、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかったものについて翌年度に繰越しして使用するもので、合計1,385万5,000円を令和2年度に繰越しました。

事故繰越し事業の内容でございますが、平成30年7月豪雨に係る災害関連事業について、資材の入手が困難となり、契約済みの工事が年度内に完了しなかったことによるものでございます。

内容を個別に説明いたしますと、「林地崩壊防止事業」につきましては、火ノ原地区及び中ヶ原地区の復旧工事のための経費が516万円。「都市施設災害復旧事業」につきましては、柿迫緑地の復旧工事のための経費869万5,000円をそれぞれ繰り越すものでございます。

なお、財源につきましては、国の交付金や令和元年度に同意された地方債などをあわせて繰越しております。

明細は、別紙「事故繰越し繰越計算書」のとおりでございますので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、報告第4号、専決処分した損害賠償の額の報告について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第4号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額につきましては、令和2年4月2日の午後6時頃、自動車町道城之堀線を走行中、対向車を避けるため道路側溝にかかるグレーチングに乗り進んだ際、グレーチングが脱落したため、左前輪が脱輪し、パンク及びサイドドア下部が破損する損害を負わせたものでございます。この事故により、修理した費用4万8,787円について損害賠償額として示談が成立したことから、専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

〇議長（大瀬戸） これより日程第6、議案第45号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第45号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、税条例の所要の改正が必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

改正内容は、地方税法に「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例」について規定する附則第59条が追加されたことに伴い、条例に委任している事項の細目について定めるもので、徴収猶予の特例に係る申請書の記載に不備があった場合の修正等の期限を20日とするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、条例の改正情報がおくれたため、5月14日の専決及び交付となっております。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、原案のとおり可決されました。

〇議長（大瀬戸） これより日程第7、議案第46号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第46号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案は、町長等が町に対して負う損害賠償責任額から一部を免責することを定めたもので、令和2年3月定例会において承認いただいているところですが、その後、地方自治法施行令の一部が改正されたことから、必要な改正を行うものでございます。

改正内容は、損害賠償責任額の一部免責の基準となる最低負担額の算定のうち、会計年度任用職員については、同職員に支給される期末手当等を含めることとするものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま提案されました町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案については、地方自治法第243条の2第2項において、議会は前項の条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと規定されております。したがって、本案につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員に意見照会をしております。お手元に配付しておりますとおり、監査委員の回答は異議なしであります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第46号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第8、議案第47号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第47号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う税条例の改正でございます。

主な改正内容につきましては、固定資産税の負担軽減措置及び所有者不明土地等に係る課題への対応、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、地方のたばこ税の見直し、新型コロナウイルス感染症に係る控除の特例等の整備、その他条項、文言の整理について規定するものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長(立花) 議案第47号、熊野町税条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

令和2年度の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、熊野町税条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の資料5ページ、資料3を御覧ください。

御覧いただいております資料3に誤りがございました。大変申し訳ございません。おわびを申し上げ、御訂正をお願いいたします。1の主な改正内容の②、未婚の独り親の二つ目の二重丸の2番目の丸の中に、「見届け」という記載がございますが、「見る」という漢字ではなく、「未だ」の未届けの誤りでございます。また、次の6ペー

ジ、④の主な税負担軽減の一番目の二重丸、徴収の猶予制度の特例でございますが、先ほどの議案第45号の徴収猶予の特例と関連があるものの、本条例改正とは直接の関係がございません。大変申し訳ございませんが、資料から削除をお願いいたします。大変申し訳ございません。

改めまして、お手元の資料5ページ、資料3を御覧ください。

まず、1の主な改正内容①の所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応でございます。近年、全国的に増加している所有者不明土地などについて、固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や、課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化として、登記簿等に土地または家屋の所有者として登記がなされている個人が死亡している場合、当該土地または家屋の現所有者に氏名、住所等、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることを制度化したものでございます。

また、使用者を所有者とみなす制度の拡大として、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、課税することができるようになります。

なお、この場合、あらかじめその旨を当該使用者に通知しなければならず、令和3年以後の固定資産税について適用がされます。

②の未婚の独り親に対する税制上の措置及び（男女）の寡婦（夫）控除の見直しでございますが、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親と女性の独り親間の不公平、これを同時に解消するため、未婚の独り親に対する税制上の措置及び（男女）の寡婦（夫）控除を適用し、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の独り親控除、控除額は30万円なんですが、これが適用されます。それ以外の女性の寡婦につきましては、引き続き、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ女性の寡婦についても、所得制限、これは前年度の合計所得金額が500万円以下、年収で申しますと678万円となりますが、これが設定されます。

なお、女性の寡婦・独り親控除、いずれも住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は適用対象外となります。

この見直しに伴い、現行の女性の寡婦、男性の寡夫、児童扶養手当受給者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、婚姻の有無に関係なく、独り親及び独り親を除

きました女性の寡婦が対象となります。

なお、令和3年以後の個人住民税から適用されます。

次に、③の地方のたばこ税の見直しでございますが、軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばことの間には税率格差が生じるため、課税の公平性の確保の観点から、国のたばこ税と同様、重量比例課税が適用されております1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を、紙巻たばこ1本に換算する方法とする最低税率が設定される課税方式が見直されました。

なお、令和2年10月1日から実施いたしますが、激変緩和などの観点から、同日から令和3年10月1日までに2段階で実施することといたします。

次に、④の主な税負担軽減措置などがございます。固定資産税の特例措置といたしまして、浸水被害地区の特例措置を創設いたします。水防法に基づきまして、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した地区、いわゆる浸水被害軽減地区につきましては、土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税を、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる「わがまち特例」で参酌基準の3分の2の割合を課税標準といたします。

新築住宅の固定資産税につきましては、2分の1に減額する特例措置を2年間延長いたします。この措置につきましては、バリアフリー性、耐震性、住戸面積等の長期優良住宅認定制度の基準をクリアし認定を受けているものにも適用されます。

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋につきましては、厳しい経営環境の中にある中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロといたします。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者などを支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えます。

軽自動車税につきましては、消費税率引上げに伴う臨時的特例措置といたしまして、令和元年10月から令和2年9月までに購入された軽自動車につきましては、燃焼等に応じて課税されます環境性能割の税率1%分を軽減するものを、新型コロナの影響が拡大する中、国内の自動車需要を支える観点から、令和3年3月まで6か月間、軽減期間を延長いたします。

そのほかといたしまして、住宅ローン控除を新型コロナウイルス感染症の影響によっ

て取得した家屋への入居がおくれたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合でも、かわりの要件を満たすことで、期限内に入居したのと同様の軽減措置が受けられるようにするものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によってイベントを中止等した主催者に対する払戻し請求権を受けない場合、個人住民税の寄附金控除の対象とするものでございます。

施行期日につきましては、原則公布の日とし、その他は条例附則で定まる日といたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） この所有者不明土地に係る固定資産税ですが、本来、徴収されるべき固定資産税の未徴収分はどのぐらいありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） 課税できてない税額につきましては12件ございまして、令和2年度の総額で申しますと20万7,200円となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） そのうち使用者を所有者とみなし固定資産税を課税した場合に、徴収できる額はどのぐらいありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） 所有者が不明の場合なんですけれども、その内訳が、過去の共有山林で現在の所有者が特定できないものが6件、所有者の法人が解散し、清算人も確認できないものが1件、所有者が死亡し、相続人が存在しないものが4件、所有者が死亡し、相続人全員が海外に移住しているため追跡調査ができないものが1件となっておりまして、このうち、なかなか使用者というものが判明するものは非常に難しく、徴収できる金額といたしましても、現在のところでははっきりとした金額は申し上げることができません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかに質問はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第47号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第9、議案第48号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第48号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々に対して減免措置を講ずるため、申告書の提出期限の特例について、別に定める規定を設けたものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第48号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第49号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第49号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、デジタル手続法の一部が改正され、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードへの移行拡大を図る観点から、通知カードが廃止されることに伴い、その再交付に関する規定を削除する改定を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

開会は、13時30分といたします。

（休憩 11時39分）

（再開 13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより日程第11、議案第50号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第50号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、主に2つの改正を行うものでございます。

まず、1つ目は、令和元年10月1日からの消費税率10%への引上げに伴う増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、本条例に所要の改定を行うものでございます。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対応するために、提出期限の特例を設けるものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

〇高齢者支援課長（西村） 議案第50号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

資料6を御覧ください。

まず、1、介護保険料について御覧ください。

（1）の趣旨でございますが、令和元年10月1日からの消費税率引き上げによる経済的影響を平準化することを目的として、低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を行うため、関係法令の改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

これは、第1段階から第3段階の第1号被保険者の保険料の軽減を図る仕組みとして、平成27年4月から一部実施を行っておりますが、今年度は介護保険料軽減措置の完全実施となりますので、このたびの一部改正で該当減額に係る基準を定めるものでございます。

次に、（2）の改正の主な内容でございますが、介護保険の賦課が年度単位であることを踏まえて設定する必要があるため、既に昨年度においては、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定し、実施をしておりますので、令和2年度は、完全実施となる基準を設定するものです。

令和2年度の年額保険料額は、資料中ほどの表のとおりとなり、保険料基準額6万8,355円に各割合を乗じた額となります。第1段階の保険料は2万506円、第2段階の保険料は3万4,177円、第3段階の保険料は4万7,848円となります。

次に、2、新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例について御覧ください。

介護保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法第142条の規定に基づき減免を行ってきています。このたびの新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、国の閣議決定において、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、介護保険料の減免を行う。」とされています。対象期間が令和2年2月1日から令和3年3月31日であることから、遡って減免できるよう、このたびの新型コロナウイルス感染症に限り、提出期限の特

例を設けたものでございます。

なお、本減免に関する基準及び取扱い等については、「熊野町介護保険料減免及び徴収猶予に関する要綱」において別で定め、対応していく予定でございます。

施行日につきましては、公布の日から施行いたしまして、1の介護保険料については令和2年4月1日から適用し、2の新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例につきましては、令和2年2月1日から適用いたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 2番の新型コロナウイルス感染症の部分なんですけど、中ほど、感染症の影響により一定程度収入が下がったとありますが、一定程度は具体的にはどれぐらいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） まず、対象が年金以外の事業収入がある方になりますので、その事業収入におきまして、全体の約30%以上の減額があった方ということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第50号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) お諮りします。

これより日程第12、議案第51号から、日程第21、議案第60号までの熊野町農業委員会委員の任命の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第51号から日程第21、議案第60号までを一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第12、議案第51号から日程第21、議案第60号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第51号から議案第60号までの「熊野町農業委員会委員の任命の同意」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回御審議いただく議案は、現在の農業委員の任期が7月19日をもって満了するため、新たに委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、井尻隆雄氏につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項において、「農業委員の任命に当たっては農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と定められておりますことから、中立的な立場から農業委員の職務が適切に行うことができる方であると考え、任命しようとするものでございます。

続きまして、立範宏保氏、福垣内信行氏、木興哲男氏、庄賀深苗氏、菅尾寛治氏、中村家<sup>■</sup>氏、橋川勝則氏、原恭博氏、空田忠氏につきましては、農業に関する識見を有し

ており、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる適任者として考え、任命しようとするものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 平成9年に農業委員会が改革されまして、2人の女性委員が任命されたことを非常に喜んでおります。男女共同参画を推進する町長としては、本当にいい施策だったと思うんですけども、今回1人しか女性が入っておりません。女性枠、少なくとも半数まではいきたいんですけども、そこまではちょっといけないですけど、今回1人になったということは、何か理由があるんでしょうか、御説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野農林緑地課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 農業委員会等に関する法律により、推薦、応募に基づくもので行っております。その推薦、応募の中に女性がいなかったということになります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） なかなか女性が自分から公募するというのはできないんで、できたら担当者としては、その女性枠を残しておいていただいて、女性の人選をさせていただければよかったかなと思っております。

今年の4月からこの庁内において組織改革されまして、ここに管理職が24名いらっしゃいます。その中で女性が1人しかいません。本当に残念だと思います。ぜひとも人材を育成するにはその器、その係の役目をやっぱり与えないとなかなか育っていか

ないと思いますので、今後、そういったことを考えながら、担当者も、町長、あるいは教育長もぜひとも協力して男女共同参画を進めていただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第52号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第53号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第54号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第55号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第56号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第57号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第58号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第59号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第60号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、原案のとおり同意することに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） お諮りします。

これより日程第22、議案第61号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第2号）について、日程第23、議案第62号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第3号）についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第61号及び、日程第23、議案第62号を一括議題とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第22、議案第61号及び、日程第23、議案第62号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第61号及び議案第62号につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第61号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ672万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億3,897万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第62号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,587万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億6,485万2,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） それでは、議案第61号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第2号）案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入予算につきまして御説明いたします。

10ページをお開きください。

14款・国庫支出金の1項・国庫負担金では、1目・民生費負担金におきまして、新型コロナウイルス感染症に対応した住居確保給付金の財源として、生活困窮者自立支援費国庫負担金325万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、2項・国庫補助金では、2目・民生費補助金におきまして、児童手当システムの改修に係る財源として、子ども・子育て支援事業費補助金37万5,000円の増額など、目全体で96万4,000円を増額。次の、5目・教育費補助金におきましては、令和2年度当初予算で計上した小学校トイレ改修事業が、令和元年度国の補正予算に伴う繰越事業として実施することとなったことによる学校施設環境改善交付金1,026万8,000円の減額などで、984万4,000円を減額するものでございます。

15款・県支出金の2項・県補助金では、3目・農林水産業費補助金におきまして、林地崩壊防止事業の財源として、林地崩壊防止事業費補助金2,541万円の増額でございます。

続きまして、12ページをお開きください。

18款・繰入金の2項・基金繰入金では、1目・財政調整基金繰入金におきまして、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため2,069万5,000円を増額。2目・公共施設等整備基金繰入金につきましては、小学校トイレ改修事業の減額に伴い540万円の減額。3目・筆の里づくり基金繰入金につきましては、防災行政無線戸別受信機調査設置の財源として、855万円を増額するものでございます。

続きまして、20款・諸収入の5項・1目・雑入におきましては、戸別受信機購入負担金80万円の増額でございます。

21款・1項・町債の2目・土木債におきましては、災害関連事業に係る公共事業等債760万円の増額。4目・教育債におきましては、小学校トイレ改修事業の減額に伴い、学校教育施設等整備事業債2,480万円、次の14ページをお開きいただき、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債2,050万円の減額でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

16ページをお開きください。

3款・民生費の1項・社会福祉費では、生活困窮者自立支援事業におきまして、新型

新型コロナウイルス感染症に対応した住居確保給付金として433万5,000円の増額、介護保険一般事業におきましては、介護予防に努めるための広報費用として43万9,000円の増額でございます。

続きまして、2項・生活保護費では、生活保護一般事務事業におきまして、生活保護システムの改修費用として56万1,000円を増額するものでございます。

次に、16ページ下段から18ページの3項・児童福祉費では、児童手当支給事業におきまして、児童手当システムの改修費用として56万3,000円の増額でございます。

次に、4款・衛生費の1項・保健衛生費では、感染症対策事業におきまして、新型コロナウイルス感染症対策への体制整備費用として186万1,000円、母子保健事業におきましては、乳児健診を集団健診から個別健診に変更する費用など48万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、20ページをお願いいたします。

5款・農林水産業費の2項・林業費では、林地崩壊防止事業におきまして、平成30年7月豪雨災害で崩壊した山林の復旧事業として5,205万円を増額するものでございます。

続きまして、8款・1項・消防費では、災害予防及び応急対策事業におきまして、防災行政無線戸別受信機の調査設置費用として935万円の増額でございます。

次の9款・教育費の2項・小学校費では、小学校一般管理事業におきまして、遠隔学習に対応するための費用として14万円を増額、次のページの小学校大規模改造事業におきましては、トイレ改修事業を令和元年度予算からの繰越事業として実施するため、6,400万円を減額するものでございます。

3項・中学校費につきましては、中学校一般管理事業において、小学校費と同様に、遠隔学習に対応するための費用として7万円を増額しております。

4項・学校給食費では、学校給食事業におきまして、臨時休校により影響を受けた事業者に対する補助金として42万7,000円を増額するものでございます。

最後に、4ページにお戻りください。

第2表の地方債補正について説明いたします。

1、追加につきましては、林地崩壊防止事業の増額に伴い、公共事業等債760万円を追加。

2、廃止につきましては、小学校大規模改造事業の減額に伴い、学校教育施設等整備事業債2,480万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債2,050万円をそれぞれ廃止するものでございます。

それでは、続きまして、議案第62号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第3号）案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、8ページをお開きください。

14款・国庫支出金の2項・国庫補助金、1目・総務費補助金におきましては、国の補正予算により措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,188万6,000円を計上するものでございます。

次の、18款・繰入金の2項基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金につきましては、補正予算（第1号）で計上した医療従事者等支援事業が国庫補助金の対象となる見込みであるため、590万9,000円の減額でございます。3目・筆の里づくり基金繰入金につきましては、避難所設備の充実を図る事業費の財源として1,990万円を増額するものでございます。

次に、歳出予算につきまして御説明いたします。

10ページをお開きください。

3款・民生費、1項・社会福祉費の感染症拡大防止緊急対策事業におきましては、予算計上済みの医療従事者等支援事業を地方創生臨時交付金の対象としたため、財源更正をするものでございます。

続きまして、4款・衛生費、1項・保健衛生費の環境衛生事業は、学校休業や外出自粛に伴う住民生活の経済的負担を支援するための水道基本料金2か月分の免除に関連して、未給水世帯への補助として127万4,000円を、続いて12ページになりますけども、給水世帯へ水道料金を免除するための費用相当分を上水道会計へ繰り出すため、2,217万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

10ページにお戻りください。

2項・清掃費では、清掃事務事業におきまして、廃棄物収集の現場で従事する者に対して補助金を支給する費用など、224万7,000円を計上するものでございます。

再び12ページをお開きください。

中段の6款・1項・商工費では、商工振興事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている企業等に対する施策として、4項目あわせて4,408万円を計上

しております。まず、広島県感染拡大防止協力支援金につきましては、知事の休業等の要請に協力をいただいた企業等に対して県から支給される協力支援金の3分の1を町が負担するための費用として1,633万円。雇用調整助成金受給サポート補助金につきましては、助成金申請のための経費の一部を補助する費用として950万円。事業継続応援金につきましては、持続化給付金受給対象外で、セーフティネットの認定を受け資金調達をする事業者への応援金として1,000万円。熊野町小売業者等支援ポータルサイト整備事業補助金につきましては、外食産業等テイクアウト・Web予約管理システムの整備費を補助する費用として825万円をそれぞれ計上するものでございます。

続きまして、8款・1項・消防費では、災害予防及び応急対策事業におきまして、避難所における感染症拡大を防止するために、ワンタッチテントや非接触型体温計などの設備費用1,990万円の増額でございます。

続いて、14ページをお開きください。

9款・教育費の1項・教育総務費では、小中学校感染症対応事業におきまして、児童・生徒用マスクを常備するなど、小中学校における感染症対策を講じる費用を計上するとともに、中学3年生までの児童・生徒を養育する準要保護世帯等に対して生活支援給付金を支給する費用として、あわせて3,150万円を計上するものでございます。

続きまして、2項・小学校費及び3項・中学校費につきましては、GIGAスクール構想に基づき、全児童・生徒へタブレット端末を整備する費用として、小学校一般管理事業において320万円、中学校一般管理事業において150万円をそれぞれ増額するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 19ページ、母子保健事業。乳幼児健診を集団健診から個別健診へ変更されるということなのですが、熊野町としては具体的にどのような方法で個別健診を

されるのか。また、新型コロナウイルス感染症、感染を恐れて乳幼児健診を控えていらっしゃる方がいるということを知っているんですが、町内どのようになっているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 乳児健診につきましては、医療機関のほうに切替えさせていただきました。乳児初期の身体発育、精神発達の面での発達指標が容易に得られる生後3から5か月の時点において健康診査を行い、疾病や発達等の心身障害、その他異常の有無を早期に発見することが要因であります。乳児健診は基本的に1歳になるまでの方を対象としておりますので、緊急事態宣言等が出ている間は、個別健診に切り替えるようにさせていただきました。

それで、乳児健診につきましては、4月の分を受けられた方が、27人中14人が健診を受けられたと聞いております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 個別健診になったことについて、乳幼児健診の内容は分かっているんですが、個別健診をするに当たって、具体的にどのような方法でされるのかということが聞きたかったのと、今27人中14人が健診に来られているということなんですが、来られてない方に対しての、今後健診に来ていただけるようにといったような御案内はどのようになっているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 今回、ちょっと健診結果が出たのがつい昨日のことでありましたので、来られてない方に対してのどういうふうやっていくかというのは、ちょっと具体的に今から考えていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） すみません、再々。集団で健診を受けてらっしゃったのが、このたびコロナ感染症の対策のために個別健診になっているわけです。それは、町としてはどう  
いうふうに具体的に個別健診をされているのかということ伺っているんですけども。

〇議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

〇健康福祉部長（時光） すみません。個別健診でございますが、医療機関のほうへ委託  
しまして、そちらのほうで受けていただけるという格好にしております。

〇議長（大瀬戸） よろしいですか。

ほかに。尺田議員。

〇5番（尺田） それでは、議案第62号のほうですね。教育費、小中学校感染対応事業  
の児童等のマスクの購入というところに関連してお伺いしたいと思ってるんですが、  
町長、小・中学生、児童・生徒に対してマスクを配布するということでございますが、  
幼児に対してはどのようにされるつもりでしょうか。そのことについてお伺いしたい  
と思っております。

現在、小中学校はマスク着用での通学が義務づけられておりますが、幼保、幼稚園、  
保育園についても同様でございます。小中学校の臨時休業時、幼稚園、保育園につい  
ては通常どおりの運営がなされておりました。マスクが今よりも入手しにくいその時  
期は、小中学校で手作りのマスクを勧奨していたのと同様に、幼稚園、保育園でも手  
作りマスクを勧奨されておりました。マスクが今よりも入手が困難だったその時期に、  
幼児の保護者が仕事が終わった後にミシンなり、手縫いでマスクを幾つも手作りして  
おり、苦勞しておるということを多くの保護者からその折に伺っております。

そこで、町長、幼児についてもマスクの配布ということを要望したいわけございま  
すが、いかがでしょうか。



ったことも含めて検討させていただきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） ありがとうございます。前向きに考えていただけるということで感謝しておりますが、執行部については、子育てをする上で切れ目のない支援というのをいつもうたっておられますが、保護者に対して、子供を持つ親に対して、不公平感のない対応というものを期待しております。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 議案第62号、衛生費、清掃事務事業ですが、町内の廃棄物処理業者へ給付金を出していただけるということで、非常に喜んでいらっしゃいますが、アルバイトの方もいらっしゃると思うんですが、アルバイトの方については給付されるのかどうか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（宗像） 今回の制度で支給を検討しておりますものは、熊野町が一般廃棄物の収集運搬業務、中間処理等の委託を行っている、業務に従事していただいている方を対象に支給するように検討しておりますので、アルバイト、月に1時間とかしかしてないアルバイトの方もおられたら、そういうのはちょっと外れる可能性がありますけども、基本的には支給する方向で準備を進めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

臨時議会でも申し上げましたが、医療・介護・福祉・保育従事者に1人3万円を給付されたことに関して、臨時議会終了後も私のところにはお電話がかかってきておりません。町外勤務の方からのお電話なんですけども、このたびも予算計上されているようではありませんが、このことについてはどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

平成21年の新型インフルエンザが流行したとき、患者の救急搬送であるとか、医療の体制整備が課題だったということを記憶しております。今般の新型コロナウイルス感染症については、その当時の感染者数であるとか、死亡者数が桁違いに違っているという現状がございます。したがって、医療従事者の精神的、身体的な負担については、想像に余りあるものがあるというふうに感じております。加えまして、中傷であるとか、差別的な事象も報道されているところでありまして、医療従事者への支援というものは極めて重要であるということは認識しているわけでございます。

医療・福祉従事者につきましては、平時から厳しい労働環境にあるということで、処遇の改善が必要であるというふうと考えております。このことは人材確保にも当然ながらつながってくるものでございます。

賃金向上などの処遇改善ということになりますと、経営基盤の強化がいずれにしても必要でございます。この経営基盤強化につきましては、診療報酬であるとか、介護報酬などの手当によるものでございまして、これは国の役割であろうというふうに思っております。医療従事者や病床数の確保といった地域の医療提供体制の整備、これは都道府県の役割ということになってございます。

したがって、このたびの新型コロナにつきましては、医療介護従事者に国が慰労金を支給するという方向で今考えられているということでございます。

これは繰り返しになりますけれども、町が実施しました緊急対策の補助につきましては、医療従事者の、先ほど言いました処遇改善を目的とするものではございませんで、あくまでも国、県の感染拡大防止策を下支えするという意味でございまして、県内外で医療機関等において集団感染が非常に起きているという状況に鑑みまして、町内で

も同様の事態から、町内への蔓延を防止するという目的でこの制度化を図ったものでございます。

究極の目的は、町民の生命や健康を守ることということで制度設計をさせていただいたということで、いずれにしましても医療従事者、いろいろな福祉施設に従事されている方が町外へ勤務されている方、かなりの人数がいらっしゃると思いますし、そこからあたりの把握もできませんし、そもそも目的は町内でのこのたびのコロナウイルスの感染症の蔓延を防いでいくという目的でございますので、制度化は図っていないということでございます。

繰り返しの説明で恐縮でございます。終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 町内でクラスターを発生させないためという目的は重々承知しておりますが、町内に在住していらっしゃる方は熊野町に税金を払っております。税金を払っている方に支給されない。熊野町には在住してありませんが、町外から町内に勤務されている方には支給されている。こういったことに関してはどのようにお考えですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 町の行政サービスには、広く皆さんに公平にそのサービスを受けていただくという事業もありますし、ここにありますようにいろんな部署で特定の者を対象とした事業をするという部分もあるというふうに思います。

したがって、当然サービスを受ける方と受けない方がある公共事業はあるわけでございまして、そのサービスを受けない人が納得をしていただくためには、そのサービスを対象とした人の事業が公共の福祉に該当するか、住民共通の利益につながるかどうかという、公金を投入することの妥当性を必ず理解していただく必要がある事業だというふうに思っております。

それで、今、医療従事者等について限定をしたという説明は今総務部長がいたしました。町外の施設については、その町外の自治体のほうのいろんな支援もあるかも分かりませんし、また町外の施設に対して我々が何かを依頼するというのがなかなか困

難な面がありまして、今回は限定をいたしました。

それで、このごみの分もそうですね。生活に必要な、一日も休むことができないという事で限定をさせてもらって事業をやっています。

そういう面で、この両事業につきましては、そういった事業の妥当性というのは十分あると、クリアしているというふうに考えますし、今のいろんな御不満はあると思うんですけども、御理解をいただける事業であるという認識をしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、町のほうから、そういった熊野町の方がもし感染した場合に、町内の医療機関に行くかという、行かれませんか。大抵の方が町外の大きな医療機関に受診されると思います。当然、そこで働いていらっしゃる町内在住の医療従事者に関しては、熊野町の方も受け入れてお世話をさせていただくという、そういった思いもございますので、その辺を配慮していただきまして、第2次補正も出ておりますので、今後また違った形で支援をしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 今回、町が対象とした医療施設以外で働いていて、同様な形で働いていらっしゃる方の御苦勞は一緒だというふうに私も思います。その方たちが、何といんですかね、すごい高い理念というか、強い職業意識で頑張っておられるんだらうというふうに思います。

残念ながら、他の市町村、数がすごく多いものですから、やはりそういった施設のほう、もしくはその施設がある自治体のほうに今お任せをしているというのが実態で、町のほうで全部見切るのが、ほかの事業もしなくちゃいけないのでということはありません。

ただ、先ほど来言いますように、今のようない不満というか、サービスを受けない方ということについては十分に慎重に考えて、やはり納得がいただけるように、そういう事業のほうに考えていきたいと思います。前向きに考えたいと思います。



す。

今、熊野の四周は山です。これが土砂崩れで今は大変私らは悩んでいる部署になるんですが、実は見方を変えると資源になるんです。

ちょっと長い話を言いますと、やっぱり私ども、山と共生をしながら生きてきたと。戦後は、野っ原ではげ頭でございましたので、植林をしたわけですが、それをよく生かし切れておりません。

せんだつても、大島桜というのが本州にぶつかりまして今のソメイヨシノに化けていくわけですね。伊勢のほうでは、紀州では熊野桜も出てまいります。四季折々咲く花があるんですね。熊野としては、いずれまた産業構造を変えていかなくちゃいけないと思います。将来、税収入で随分苦しんでくる時期を私どもは想定しておくほうがいい時期です。基幹産業は一体何になるのか。税収は本当に確保でき出すのかと。住民の方も固定資産税、住民税を払っていただける、いつまで可能なのかと。こういう危機感を持ちながら、そんな中、熊野の資源とすれば山でございます。

京都のモミジは、実は京都の方々が1本ずつ植えたという歴史があるようでございます。熊野の山にも、松ではなくて桜を植えて、1本ずつ。桜は根を張りますから、土石流の対策にも幾分協力できると思います。こういう砂防の事業、林地事業をする中で、それを単なるとめるだけではなくて、100年後の熊野の資源になるような発想で取り組んでいただきたいと願っております。よろしく願いいたします。答弁は結構です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかに質問はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようでしたら、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第61号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第24、議案第63号、特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第63号、特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済や住民生活等に多大な影響を与えていることを考慮し、特別職の給与及び期末手当につきまして、減額措置を講ずるものでございます。

給料の減額につきましては、令和2年6月1日から同年11月30日までの6か月間、町長として給料月額10%、副町長及び教育長はそれぞれ8%を減額するものでございます。

また、期末手当でございますが、令和2年6月支給分につきまして、町長として支給額の20%を、副町長及び教育長は支給額の15%を減額するものでございます。

この減額による影響額でございますが、特別職全体で191万円余りの削減となる見込みでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第63号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第25、発議第2号、熊野町議会議員の期末手当の特例に関する条例案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(時光) 発議第2号、熊野町議会議員の期末手当の特例に関する条例。

条例案発議に伴う趣旨説明。

それでは、熊野町議会議員の期末手当の特例に関する条例を制定する発議の趣旨につきまして、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、本町における町民生活や地域経済等へ多大な影響を及ぼしており、町民及び地域への支援に係る町財政への影響も懸念されるようになっております。

このため、町議会としてもこうした財源の確保に資するものとして、令和2年6月に支給される議員の期末手当について、議員の支給される額からそれぞれ20%を減額することとし、本条例案を提出するものでございます。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で趣旨説明を終わります。

発議第2号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより発議第2号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

(散会 14時32分)